

一般社団法人 日本理学療法教育学会定款細則

令和3年4月5日

日本理学療法教育学会理事会制定

第1章

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本理学療法教育学会（以下、「本学会」という。）定款第50条に基づき、定款の施行に必要な細則を定めるものである。

第2章

(会員要件)

第2条 定款第5条に示した法人の構成員となるために必要な基準を以下に示す。

(1) 専門会員A

- ア 大学等に勤務する個人
- イ 修士号や博士号を取得している個人
- ウ 本学会の当該領域に関する専門理学療法士資格を有する個人
- エ 病院等に勤務し本学会の当該領域に関する研究者とみなされる個人

(2) 専門会員B

- ア 大学等に勤務し、理学療法に関連した研究活動を行っている個人
- イ 病院等に勤務し、理学療法に関連した研究活動を行っている個人

(3) 一般会員

- ア 専門理学療法士資格を有する個人
- イ 認定理学療法士資格を有する個人
- ウ 公益社団法人日本理学療法士協会会員で本学会主催の学術集会或いは学術大会にて筆頭発表者としての実績が確認できる個人

(4) 学生会員

- ア 理学療法士養成校に生徒として在籍している個人
- イ 理学療法士資格を有する大学院生

2 日本理学療法士協会に所属していない理学療法士は、上記会員要件から除外する。

(名誉会員)

第3条 本学会の役員歴があり、本学会の発展に著しい功績のあった評議員候補者資格年齢を超えた者の中から選考する。

2 名誉会員候補者については、選考委員会（仮称）で選考し、略歴書を添えて理事会に推薦する。

3 名誉会員は、理事会や総会に対してオブザーバーとして参加することができる。

(年会費等)

第4条 定款第7条に規定する会費は、次のとおりとする。

- (1) 専門会員Aの会費は、年額2,000円とする。
- (2) 専門会員Bの会費は、年額4,000円とする。
- (3) 一般会員の会費は、無料とする。
- (4) 学生会員の会費は、無料とする。
- (5) 名誉会員の会費は、無料とする

2 年会費の変更は総会決議とする。

(会費の免除)

第5条 日本理学療法士協会の取り決めに準拠し、以下に該当する者の会費額を免除す

る。ただし既納の会費は返付しない。

- (1) 育児休業中の正会員は、当該児の育児休業に関して1回に限り会費を免除する。
- (2) 理事会が認定した大規模災害等で被災した正会員の会費を免除する。
- 2 会費の免除は申請を原則とする。
- 3 第1項各号に定める会費の免除は、研修会参加費等の未納等、本学会に何らかの未払い金がある会員には適用しない。

第3章

(委員会)

- 第6条 定款第38条に基づき、会務遂行における重要な事項を審議するため、委員会を置くことができる。また、理事会が必要と認めた場合には、期間を定めて特別委員会を置くことができる。
- 2 委員会の運営並びに委員の選任及び解任については別に定める。

第4章

(会則)

- 第7条 会則の種類は次のとおりとする。
- (1) 定款・・・総則、目的、法人会員、学術団体会員、社員総会、役員、理事会、資産及び会計等の重要な事項について定める。
 - (2) 定款細則・・・定款を運用するために必要な事項について定める。
 - (3) 規則・・・定款、定款細則その他の法令上又は本学会の管理運営上、基本となる事項を定める。
 - (4) 規程・・・定款、定款細則、規則を運用するために必要な事務的、技術的な事項について定める。
 - (5) 細則・・・第3号、第4号の規則や規程を受けて、業務を遂行する上でその細部について定める。
 - (6) 内規、申合せ等・・・第5号以外のもので、内部処理に係る事務取扱い手続き等に関し具体的な事項を定める。

第5章

(定款細則の変更)

- 第8条 本定款細則の変更は、理事会の承認を経て、社員総会に報告する。

附則

- 1 本定款細則は、この法人の設立登記日より施行する。
- 2 専門会員Aの資格要件として、令和3年4月から4年の間に限り運営幹事経験を有する者を認めることとする。